

第 6 9 号議案

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、区長等の期末手当の額を改定するため提出します。

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 東京都台東区長等の給料等に関する条例（昭和30年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の35」を「100分の30」に改め、「及び12月」を削り、「100分の150」の次に「、12月に支給する場合には100分の140」を加える。

付則第7項を削る。

第2条 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「6月」を「6月及び12月」に、「100分の150、12月に支給する場合には100分の140」を「100分の145」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。